

長岡京サッカースポーツ少年団規約

第1章 総 則

（位置付け）

第1条 本団は小学生以下対象のスポーツ少年団である。

（名称）

第2条 本団は、「長岡京サッカースポーツ少年団」と称する。また大会参加時の名称は「京都長岡京SS」で統一ものとする。

（目的）

第3条 本団は、サッカー活動および地域交流、ボランティアを通じて少年団員（以下、団員）の心身の向上等による団員の健全育成を図るとともに、スポーツ少年団の一員として、礼儀やルールを重んじ、互いに協力し助け合いつつ各々の自主性や協調性を高めるなど、団体スポーツを通じた健全なスポーツ精神の養育を目的とする。

（活動）

第4条 本団は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- （1）定期的練習
- （2）各種対外試合（練習試合、公式戦、遠征を含む。）
- （3）合宿
- （4）親子親睦会
- （5）地域ボランティア活動
- （6）その他本団の目的達成に必要な活動

（事務局）

第5条 本団は、事務局を代表の指定する場所に置く。

第2章 団員

（団員の資格）

第6条 本団の団員は、長岡京市の小学生児童または幼児を中心に構成され、練習その他日常の活動に関して特に支障がないと認められ、かつ保護者においては送迎、荷物当番等の活動協力可能であり、第3条の目的に賛同し、所定の手続きを完了した者とする。



KYOTO NAGAOKAKYO SS

第3章 組 織

(役員会)

第7条 本団に次の役員を置き、役員会を構成する。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名 若しくは2名
- (3) 育成会長 1名
- (4) 育成会副会長 1名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 副事務局長 1名
- (7) 会計監査 1名
- (8) 指導員長 1名
- (9) 副指導員長 1名 若しくは2名

(指導員会)

第8条 本団に次の指導員を置き、指導員会を構成する。

- (1) 指導員長 1名
 - (2) 副指導員長 1名若しくは2名
 - (3) 学年指導マネージャー 各学年1名
 - (4) 各学年指導員 各学年数名
- 2 指導員長、副指導員長、学年指導マネージャー及び指導員は、団体スポーツの指導や少年指導に関して経験を有する者又は団員の父母若しくはOBのうち相当の指導力を有する者、又は指導員会議で認められた者。
- 3 学年指導マネージャーは当該学年指導員から推挙される。

第4章 役 員 等

(役員)

第9条 役員は総会において選出され、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 各役員の任務は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
- (1) 代表は、本団を代表し団活動を総理する。また、必要に応じ役員会を招集し議長となる。
 - (2) 副代表は、代表を補佐し、代表がその執務を遂行できない場合はその職務を代行する。
 - (3) 育成会長は、保護者の代表として運営・連絡の拠点となり、事務を執行する。



KYOTO NAGAOKAKYO SS

- (4) 育成副会長は、育成会長を補佐し、育成会長がその執務を遂行できない場合はその職務を代行する。
- (5) 事務局長は、本団の運営に関する連絡の拠点となり、庶務全般を執行する。
- (6) 副事務局長は事務局長を補佐し、事務局長がその執務を遂行できない場合はその職務を代行する。
- (7) 会計監査は、本団の資産及び経理の状況を監査し、総会において報告する。総会に出席困難な場合は会計にその責を委任することができる。
- (8) 指導員長は、本団の目的達成のために必要な指導方針を定めるとともに、基本的指導計画を作成して指導員会等で周知する。
- (9) 副指導員長は指導員長を補佐し、指導員長がその執務を遂行できない場合はその職務を代行する。

3 本団役員は全てボランティアとし、一切の収入を得るものではない。

(指導員)

第10条 指導員は、指導員会において推挙され決定する。

2 指導員の任務は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 指導員長は、指導員会を代表し、練習及び試合に関する総括責任者として運営にあたる。
- (2) 学年指導マネージャーは、当該学年の活動を管理し、練習及び試合の計画調整にあたる。また、主として、役員、及び担当学年の父母との連絡調整にあたる。
- (3) 指導員は、指導員長の作成する基本的指導計画に基づき、具体的指導計画を作成し、技術指導等を行う。

3 本団指導員、保護者リーダーは全てボランティアとし、一切の収入を得るものではない。

4 指導員は、活動するときには、貸与された被服等の服装によるものとする。

第5章 会 議

(会議)

第11条 本団の会議は、総会、役員会、指導員会、保護者リーダー会とする。但し、役員会の決定において、その他の臨時の会議を発足させることができる。

(総会)

第12条 総会は、原則として毎年5月中に開催する。



KYOTO NAGAOKAKYO SS

- 2 緊急かつ重要な案件の審議のため、役員会の総意に基づき、代表が招集して臨時に総会を開催することができる。
- 3 総会は、全団員の父母・指導員により構成され、本団の最高議決機関である。
- 4 総会は、全団員の保護者（団員一人につき1名）3分の1以上の出席がなければ成立しない。但し、委任状を提出した保護者と出席者の合計が全団員の保護者の3分の1以上の場合はこの限りではない。

（総会の議決事項）

第13条 総会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

- （1）事業計画及び収支予算
 - （2）事業報告及び収支決算
 - （3）役員の選出
 - （4）その他必要な事項
- 2 総会での議決は、出席者の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合には代表が決する。

（役員会）

第14条 役員会は、必要に応じて代表が招集し開催する。

- 2 役員会の開催に際しては、必要に応じ、指導員その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 役員会に出席困難な者は委任状を提出し、役員会の決議に従う。
- 4 役員会での議決は、出席者の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合には代表が決する。
- 5 緊急案件について役員会招集が不可能の場合には、代表、事務局長、育成会長、指導員長の協議により決定し、執行することができる。

（指導員会）

第15条 指導員会は指導員長が招集し、原則として毎月1回開催し、指導方針等の周知及び指導方法等の改善を図るよう努めるものとする。

- 2 指導員会での議決は、出席者の2／3以上の決定をもって行う。

第6章 会 計

（会計年度）

第16条 本団の会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。



KYOTO NAGAOKAKYO SS

(経費)

第17条 本団の経費は、会費（団費）、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

学 年	会 費
高学年（4、5、6年生）	月額 5,000円
低学年（1、2、3年生）	月額 4,000円
未就学児童（幼稚園・保育園児）	月額 1,000円

※ 兄弟姉妹が2人以上同時に在籍する時、兄弟姉妹割引として2人目以降の団費を半額で適用する。

- 2 入団時に別途、事務手数料（保険料・協会登録料として）2,000円徴収する。
- 3 会費は、各学年保護者リーダーが所定の方法で団員より徴収し、団に納入する。
- 4 各学年の備品費、試合参加費、遠征費等、通常の活動に必要な経費は各学年チーム内で処理するものとする。その為のチーム費の徴収方法については、各学年に委ねる。
- 5 公式戦、合宿、遠征、その他特別の行事などの場合であって、役員会において必要と認めたときは、団よりその経費を支出する。

第7章 入団手続き等

(入会)

第18条 本団への入団申し込みは随時受付するものとする。

- 2 入団の手続きは、入団希望者及びその父母が、本団の主旨・目的や運営方法等について指導員から十分に説明を受けた後に、入会金及び当月分の会費を添えて、入団申込書及び誓約書を代表および育成会長あてに提出することにより完了する。
- 3 入団手続きの完了と同時にスポーツ傷害保険に強制的に加入する。

(休会)

第19条 傷病その他正当な理由により、1箇月以上継続して諸活動への参加ができないと見込まれる場合には、事前に休団する旨を代表、育成会長、事務局長に報告するものとする。

- 2 前項の休会手続きをとった場合に限り、休団期間中の会費は免除される。

(退会)



KYOTO NAGAOKAKYO SS

第20条 止むを得ぬ事情により退会しようとする場合には、団員保護者より学年指導マネージャーに対して説明のうえ、代表および育成会長あてに退団届を提出するものとする。

- 2 学年指導マネージャーは指導員会において団員退団理由報告の義務を有する。
- 3 退会を希望する当月末までに団へ申請する。途中退会であっても当月分の会費は返還しない。

第8章 その他

（諸活動への参加）

第21条 本団の運営の主体は保護者であることを認識し、諸活動には極力自主的に参加するものとする。

- 2 試合での引率や応援、および各種団行事および地域ボランティア活動の準備や運営等の際には、保護者はその役割分担に基づき適切な行動をとることとし、第3条の目的に沿うように留意するものとする。
- 3 各学年のチーム運営について、団の統一的な基本方針を別表1のとおり規定する。

（事故等への対応）

第22条 役員、指導者、その他運営を担当する保護者は、団員の安全のために万全の注意を払うものとする。

- （1）重大な事故等が起きた場合、速やかに救急連絡等の適切な措置を講じなければならない。
- （2）その際、引率指導員は必ず保護者ならびに代表にその旨の連絡を行う。
- （3）指導員は病院等施設等に同行し、医師等より状況説明を受ける義務を有する。
- （4）指導員は一時措置後、保護者ならびに代表にその状況を再度報告する。

- 2 万が一、発生した事故がスポーツ傷害保険等の及ばない範囲については、団はその責を負わない。

（厳守事項）

第23条

本団として次の事項を厳守する旨、役員、指導員、保護者、団員すべての関係者に徹底する。

- （1）挨拶・返事をはっきり実行する事。
- （2）活動の際は持ち物を忘れない事。
- （3）団員は必ず指導者指示に従い行動をする事。



KYOTO NAGAOKAKYO SS

- (4) 各種活動への団員の欠席は必ず学年指導マネージャーまたは保護者リーダーに所定の方法により連絡する事。
- (5) 個人の用具、チーム備品等をしっかり管理し大事に使用する事。
- (6) 体の異常・痛みなどは、速やかに現場指導員に申し出る事。
- (7) 本団内の他学年を含む指導員、保護者、団員、他のチームの指導員、保護者、団員、審判等への批判を言わない事。
- (8) 本団の信用を無くすような言動・行動は取らない事。
- (9) 常に感謝の心を持ち、リスペクトの精神で行動する事。

(罰則)

第24条

第23条に定める厳守事項およびチーム運営や直接活動時に本団の不利益となる言動・行動があった場合は、役員、指導員および保護者、団員いずれの場合に於いても指導員会で2/3以上の決議後、役員会の承認で除籍及び更迭させる事ができる。

2 前項において罰則を受けた事象については、総会の報告事項とする。

(規約の改廃)

第25条

本規約内容は指導員会で2/3以上の決議後、役員会の決議により変更することがある。

2 前項において本規約を変更した場合、代表は総会への報告義務を有する。

付 則

本規約は、2014年4月1日より施行する。

ただし、別表1及び送迎ガイドラインに関する運用は2026年6月15日より施行する。

2016年3月 5日 改定

2016年5月14日 改定

2018年3月17日 改定

2019年3月 6日 改定

2022年5月29日 改定

2024年4月 1日 改定

2025年4月 1日 改定

2026年4月 1日 改定



KYOTO NAGAOKAKYO SS

別表1 チーム運営に関して団としての統一的な基本方針 ※2026/6/15 より適用

1	指導者に対する遠征負担分 (宿泊を伴う活動)	☆1 遠征または1チーム3名まで ① 団コーチ優先で、残り枠を保護者コーチで割り振る ② 人数規制について各学年に委ねる ③ 費用負担(チーム費・参加者割)について各学年に委ねる ④ 保護者コーチであっても、我が子と違うチームで活動または我が子が欠席した場合は団コーチと同じ扱いとする
2	指導者の交通費負担	☆ 学年で負担、チーム費・参加者割は各学年に委ねる ① 団コーチのみ ② 保護者コーチの場合は1-④の扱いに準じる
3	指導者の昼食費	☆ 昼食を必要とする活動時 1,000円 ① 団コーチのみ ② 保護者コーチの場合は、1-④の扱いに準ずる
4	試合の参加費(対外試合)	原則、参加者割
5	試合の参加費(主催試合)	参加費は徴収しない
6	有料練習会場費	原則、参加者割
7	公式戦におけるヘルプの参加費・交通費	① 参加費無料(公式戦の費用は団負担のため) ② 交通費は2/3を団より支給、1/3はチーム負担 ※交通費の算出基準は、別途各チームで定める一定額(または走行距離に応じた規定額)とする
8	公式戦以外におけるヘルプの参加費・交通費	① 参加費無料 ② 交通費は全額チーム負担(チーム費・参加者割については各学年に委ねる)
9	乗合時の選手や保護者の交通費	原則乗り合いはなし
10	トップチーム制 (飛び級)	京都長岡京SSのU-12は当チーム(団)のトップチームと位置づけ、学年の枠を超え(飛び級)その時に在籍するトップレベルの選手で構成する。選考はトップチームの主任コーチが行い適宜再選考する。(目安は数ヵ月単位) 人数:12名前後 費用:すべてU12チームで処理(団費、チーム費、交通費、遠征費など) ユニホーム:別途トップチーム用のユニホームを製作を検討 ※飛び級選手が本来所属する学年の公式戦、交流試合、遠征、その他の活動に参加する場合の費用(参加費、交通費、遠征時の宿泊費等)は、本来所属する学年のルールに沿って本人の実費負担とする。
11	その他	
	a)主催試合に下位学年の参加枠を団として設けるか?	設けない
	b)上位学年の主催試合に参加する場合の参加費	参加学年で負担

ヘルプの定義:「ヘルプ」とは、上位学年の公式戦およびそれに準ずる対外試合において、純粋に人数が不足する場合に下位学年の選手が補充として参加することをいう。 ※戦力強化や経験を積ませる目的での上位学年への招集はヘルプとはみなさず、現地集合の交通費や参加費等は「本人の実費負担」とする。



KYOTO NAGAOKAKYO SS

京都長岡京SS チーム活動における送迎ガイドライン

【目的】

本ガイドラインは、チーム活動における試合・遠征・練習等の移動について、安全確保および円滑な運営を目的として定めるものです。

当団は輸送事業者ではなく、各家庭の協力のもと地域スポーツ活動を行っています。

送迎については、保護者各自の責任と判断を基本とし、安全を最優先にした活動にご協力をお願いします。

【基本方針】

原則として、選手の送迎は各家庭の責任において行うものとします。

保護者間で自主的に乗り合いを行うことは可能ですが、強制ではありません。

チームは送迎の仲介・調整を必要最小限とし、配車責任を負うものではありません。

送迎に関する最終判断は、運転者および各家庭が行うものとします。

【乗り合いについて】

乗り合いは保護者間の任意協力により行うものとします。

送迎依頼を断ったことによって、不利益な扱いを受けることはありません。

運転者は道路交通法を遵守し、安全運転を最優先としてください。

以下に該当する場合は送迎を行わないでください。

- ・体調不良
- ・睡眠不足
- ・飲酒後
- ・悪天候等で危険が高い場合
- ・車両不具合がある場合

【運転者の条件】

送迎を行う保護者は、以下を満たすものとします。

- ・有効な運転免許を有していること
- ・自動車検査証および自賠責保険が有効であること
- ・任意保険に加入していること
- ・対人・対物賠償が十分な内容であること（無制限推奨）



KYOTO NAGAOKAKYO SS

【安全管理】

定員超過は禁止します。

全席シートベルト着用を徹底してください。

チャイルドシート・ジュニアシートが必要な年齢については法令を遵守してください。

運転中の携帯電話操作・ながら運転は禁止します。

長距離移動時は適宜休憩を取ってください。

【事故・トラブル発生時】

事故発生時は、法令に従い負傷者救護・警察連絡を最優先してください。

事故対応は、原則として当事者加入の保険により対応するものとします。

チームへ速やかに連絡してください。

チームは必要に応じて連絡調整等を行います。事故の当事者責任を負うものではありません。

【チームの立場】

当団は地域スポーツ活動団体であり、輸送サービスを提供する団体ではありません。

送迎は各家庭・各保護者の判断と責任に基づき行われるものであり、チームが運行管理を行うものではありません。

ただし、安全配慮の観点から、本ガイドラインに基づき安全意識の共有を行います。

【バス利用時】

大型バスのチャーターは従来通り利用可。ただしバスの運行管理以外に関する安全配慮は必要。
(余裕のあるスケジュールを立てる、集合場所やSAなどで安全な行動をとる、など)

【団コーチの移動について】

原則は各団コーチの責任において行い選手・保護者との乗り合いは行わないものとします。団コーチ間で自主的に乗り合いを行うことは可能ですが、ご家庭間同様強制ではありません。

【附則】

本ガイドラインは、2026年6月15日より適用します。

必要に応じて内容を見直す場合があります。



KYOTO NAGAOKAKYO SS